

助成金支給規程

公益財団法人 星 陵 会

2017（平成29）年6月1日決定

2018（平成30）年3月19日改正

2019（平成31）年3月20日改正

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人星陵会（以下「本法人」という）の行う助成につき、その支給の決定及び支給後の管理を公正かつ厳正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（助成の対象）

第2条 本法人は、以下の事業につき助成を行うものとする。

- (1) 東京都立日比谷高等学校その他東京都立高等学校の生徒の教育活動に対する助成（定款第4条3号）
- (2) 東京都立日比谷高等学校創立百周年記念資料館の教育等関係資料の保存管理に対する助成（定款第4条5号）
- (3) 東京都立日比谷高等学校の関係者（卒業生、PTA）の生涯学習、その他定款第3条に定める本法人の目的に資する活動に対する助成（定款第4条6号）
- (4) その他本法人の目的を達成するために必要な事業として理事会が認めた事業に伴う助成（定款第4条7号）

（申請）

第3条 助成を受けようとする者は、前年度の2月末日までに、本法人に対して、別に定める書式に基づき、申請しなければならない。ただし、緊急に必要なが生じた場合には、上記期限を過ぎても申請することができる。

（審査）

第4条 前条の助成の申請があったときは、助成金審査委員会（以下「審査委員会」という）において審査の上、理事長が助成を決定するものとする。

（理事会の承認）

第5条 理事長は、助成の決定をした場合には、直近の理事会に報告しなければならない。

（審査の基準）

第6条 審査委員会は、申請された案件につき、その目的、活動実績などを考慮し、予算の範囲内で給付の可否及び金額につき審査する。

（助成金審査委員会）

第7条 審査委員会の委員は3名以上5名以内とし、理事会において選任する。

- 2 審査委員会の組織及び運営の詳細は、別に定める。

（審査結果の通知）

第8条 本法人は、審査終了後は、速やかに審査結果を当該助成申請者に書面により通知する。

(支給)

第9条 本法人は、助成金の支給が決定した者に対して、申請書に記載された支給希望日程に基づき助成金を支給する。

(支給決定の取消し)

第10条 理事長は、次のいずれかに該当したときは、助成金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ・偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたとき
- ・助成金を他の用途に使用したとき
- ・助成金支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(報告)

第11条 本規程に基づき助成を受けた者は、当該年度内に、助成金の使途等につき、別に定める書式に基づき、本法人に報告をしなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則 この規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。